

## 《監査対象法人・施設及び書面監査実施施設 選定基準》

この基準は、指導監査を実施するにあたって、指導監査調整会議において実地監査対象法人及び書面監査を行う施設を決定するため、その候補となる法人・施設を選定することを目的とする。

### I. 法人

	監 査 対 象 法 人	具体的な要件	実地監査回数
A	法人運営における関係法令の遵守状況から特に大きな問題が認められない法人であって、外部監査の実施等、施設経営における積極的な取り組みを実施している法人	下記①	4年に1回
B	法人運営における関係法令の遵守状況から特に大きな問題が認められない法人	下記②	2年に1回
C	A, B 以外の法人	—————	年1回又は随時

#### 具体的な要件

- ① Aに該当する法人(4年に1回)
  - ・下記【評価基準】①を満たした上で、次のいずれかを満たしている法人
  - ・下記【評価基準】②アに取り組んでいる法人
  - ・下記【評価基準】②イに取り組んでいる法人
- ② Bに該当する法人(2年に1回)
  - ・下記【評価基準】①を満たしている法人

#### 【評価基準】

- ① 法令遵守の状況
  - ア 社会福祉法人本部の運営について、社会福祉法及び関係法令・通知(社会福祉法人に係るものに限る)に照らし、特に大きな問題が認められない。
  - イ 当該法人が経営する施設など社会福祉事業等について、施設基準・運営費や報酬の請求等に大きな問題が認められない。
- ② 法人の積極的な取り組みの評価
  - ア 外部監査の活用により法人の財務状況の透明性・適正性が確保されている。
  - イ 苦情解決への取り組みが適切に行われており、かつ、以下のいずれかの内容に積極的に取り組んでいる。
    - (ア) 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果についても公表を行い福祉サービスの向上に努めている。又は「ISO9001」の認証を取得している
    - (イ) 地域社会に開かれた事業運営が行われている。
    - (ウ) 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいる。

## Ⅱ. 施設

### 1. 児童福祉施設

毎年度、実地監査を実施する。

### 2. 保護施設

前年度の監査の結果、適正な施設運営が概ね確保できていると認められる施設については、実地監査を2年に1回とし、実地監査を行わない年度についても書面監査を行わない。

### 3. 他施設(障害者支援施設・老人福祉施設)

前年度の監査の結果、適正な施設運営が概ね確保できていると認められる施設については、実地監査を2年に1回とし、実地監査を行わない年度については、書面監査を行う。